

民事訴訟法 H30司法試験

【解答】

〔設問1〕

第1 課題（1）について

- 1 本件において、AがBを被告として提起する訴訟（以下、「後訴」という）は、ABCを当事者とする交通事故に基づく損害賠償請求の訴えであるところ、これはBがAに対して提起した債務不存在確認訴訟（以下、「前訴」という）との関係で、民法142条に違反しないか。
- 2（1） 142条は重複する訴えの提起を禁止している。すでに係属した事件と具体的な審判対象が重なる訴訟について、当事者が重ねて訴訟提起することになれば、相手方に過大な応訴負担を強いることとなるし、実質的に同様の審判を並行して行うことになれば、訴訟不経済である。このような不利益が生じることを防止するため、同規定が定められたものと解される。
（2）すでに係属している訴訟との同一性については、当事者の同一性と訴訟物の同一性をもとに判断する。したがって、両訴訟の訴訟物を特定したうえで、その実質的な重なりを評価し、142条適用の要否を決すべきである、
- 3（1）そこで、本件訴訟の訴訟物についてみると、前訴の訴訟物は「BがAに対して負う損害賠償義務が、150万円を超えては存在しないこと」、後訴の訴訟物は「AがBに対して有する、不法行為に基づく400万円の損害賠償請求権の存在」である。
両訴訟の関係につき、後訴の提起に対して142条は適用されるか。
（2）確かに、両訴訟の当事者は同一であるし、両訴訟物は本件交通事故という同一の社会的事実に基づいて発生するものであるから、後訴の提起は、形式的には重複訴訟の提起にあたるといえる。しかし、後訴で審判されるべき対象を細分化すると、まず、民法上の不法行為が被告においてなされ、それに起因する損害が発生し、原告が賠償請求権を有するか否か、これが認められれば、さらに進んで、被告が賠償すべき額はいくらかといった事項に分けられる。Bは、前訴の趣旨より、損害賠償請求権の存在を前提として、その額が150万円を超えないことを主張している。このことから、前訴原告たるBの関心事は後訴の審判対象となる事項に含まれているものといえる。
そうすると、裁判所としては、後訴においてAの損害賠償請求権の存否を争わせることが紛争の一回的解決に資するのであるから、後訴を142条違反として訴えを却下するべきではない。また、Bは前訴の提起を前もって行った当

コメントの追加【健目1】：下のコメント

コメントの追加【健目2】：問題文で「Bの訴え」としてくれているので、そちらを使いましょう。

事者であるから、応訴負担を過大に負わせるものとはいえないし、後訴の審判を許すことが、不意打ちになるともいえない。

- (3) したがって、Bに対する後訴の提起には142条が適用されない。
- (4) よって、後訴の提起は適法である。

- 4 (1) 後訴の当事者としてCを追加することは許されるか。
- (2) Aの主張は、本件交通事故をBCの共同不法行為として両名に対し、連帯して損害賠償請求を行うものである。
本件において、CはBと異なり、自身の過失の有無を争っており、この事実はAがBに対して有する損害賠償請求権の範囲に関わるものであり、後訴において、被告側の主張として争わせるのが妥当である。
- (3) したがって、訴訟当事者としてCを追加することも許される。

- 5 以上より、Aの訴えはいずれの場合も適法である。

第2 課題(2)について

- 1 第1で述べたAの後訴を甲地裁に提起することはできるか。甲地裁の管轄との関係で問題になる。
- 2 (1) 民訴法5条9号によれば、不法行為に関する訴えは、不法行為地を管轄する裁判所に提起することとなる。
(2) しかし、17条の規定より、裁判所はより適切な裁判所に裁量的に事件を移送することができることから、5条9号の管轄は絶対的なものではない。
- 3 本件についてみるに、訴訟当事者ACの住所地は甲市であり、また、本件訴訟でBが争っている損害の範囲について、Aが治療を受けたD病院は甲市にあることから、訴訟資料の収集という点では被告にとっても便宜的である。
- 4 以上より、後訴を甲地裁に提起することも許される。

以上

☆質問事項

- ・Bは事故の過失を認めているにもかかわらず、Cは過失を争っている点について、これはBCの連帯債務の内部関係においてのみ問題になることのような気がするのですが、Aの訴えとの関係ではどのような意味を持ってくるのでしょうか。